

会員各位

定款・細則等の改定について

2026年6月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
制度検討委員会
委員長 松村 一

2026年4月23日の会員総会にて報告したとおり、2025年度は下記の定款・細則等の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

専門医認定細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>(構成) 第2条 【変更】 制度第2条2項の専門医認定委員会（以下、委員会という）の構成は<u>27名</u>とする。</p> <p>【追加】 2. 専門医認定委員（以下、委員という）は専門医である評議員より選出され、評議員任期初年度の3月31日に64歳未満でなければならない。</p> <p>【追加・変更・削除】 3. 委員のうち15名は、社員総会において<u>全評議員による5名連記投票</u>により選出する。他の<u>12名</u>の委員は理事長が別途指名する。</p> <p>【削除】</p>	<p>制度第2条2項の専門医認定委員会（以下、委員会という）の構成は<u>18名</u>とする。</p> <p>2. <u>専門医認定委員（以下、委員という）のうち10名</u>は、社員総会において<u>専門医である評議員の中から選挙</u>により選出する。他の<u>8名</u>の委員は理事長が別途指名する。</p> <p>3. 前項に定める10名の委員選出には、定款細則第7条より第9条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。</p>